

第1局監理官 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年1月

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に記載のないもの	備考
								正本	写し		
※<>内は文書管理規程別表第1の「事項」欄における番号を示す。	※<>内は文書管理規程別表第1の「業務」欄における番号を示す。	※<>内は文書管理規程別表第1の「当該業務に係る行政文書の類型」欄における番号を示す。	※表下の（注4）を参照	※表下の（注4）を参照							※各事項、区分等ごとの「移管」、「廃棄」の別を示す。
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯											
ア 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯<(2)>	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	行政手続	情報公開 個人情報保護	開示請求（担当課分）	開示決定通知	年	10年（国立公文書館に移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	-		廃棄
その他の事項											
イ 国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議<(1)>	01 国会審議文書（二十九の項）	国会、審議会等	国会審議	答弁資料(*)	答弁資料	年	-	5年		廃棄 ※(*)は文書管理規程別表第2の2(6)②に該当
		02 業務、システムに関する手引等			国会質疑応答記録	国会質疑応答記録		-	-	廃止後1年	○
ウ 文書の管理<(9)>等に関する事項	文書の管理等	01 行政文書ファイル管理簿その他の<(1)>業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	文書の管理及び取扱い	諸帳簿等	保存期間表（標準文書保存期間基準）	保存期間表（標準文書保存期間基準）	-	常用	-		廃棄
		02 取得した文書の管理を行うための<(2)>帳簿（三十一の項）			文書授受簿	文書授受簿		年	5年	-	
		03 決裁文書の管理を行うための帳簿<(3)>（三十二の項）			案件授受簿	案件授受簿 配付簿		検査報告年度	-	-	
		04 法施行前に行政文書ファイルの保存期間、分類等を整理していた帳簿			決裁整理簿	決裁整理簿		年	30年	-	
					行政文書分類基準表	行政文書分類基準表	-	30年	-	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当
エ 会計検査に<(12)>関する事項	(7) 検査指定に関する重要な経緯	01 検査指定に関する経緯が記録された文書	会計検査（監理）	検査箇所を選定等	検査決定通知	検査決定通知書	検査年次	-	5年		廃棄
		02 検査箇所の状況が記録された文書			検査箇所分類表	検査箇所分類表 検査箇所分類表の訂正通知		検査年次	-	3年	○
	(4) 検査の方針<(2)>の策定に関する重要な経緯	01 会計検査の基本方針の策定に関する経緯が記録された文書	基本方針及び検査計画	会計検査の基本方針	会計検査の基本方針	検査年次	-	5年		廃棄 ※文書管理規程別表第2の2(6)②に該当	
		02 検査計画の策定に関する経緯が記録された文書		検査計画案、各種資料	検査計画案 検査計画案説明資料 検査計画に対する要望事項		検査年次	-	3年		廃棄
	(7) 検査の実施<(3)>に関する重要な経緯	01 資料収集等の成績の要旨が記録された文書	実地検査	復命書	視察復命書	検査年次	5年	-	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当	
		02 会計実地検査の施行状況に関する事項が記録された文書		実地検査施行状況表	実地検査施行状況表		検査年次	-	3年		○
		03 出張の命令に関する事項が記録された文書		旅行命令簿	旅行命令簿	年度	5年	-	○		
		04 旅費の請求に関する事項が記録された文書		旅行命令	出張計画 その他添付文書（出張通知書、宿泊先の領収書等を含む。）		年度	5年	-		○
			旅費請求書	旅費請求書	年度	5年	-	○			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称(小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に記載のないもの	備考
								正本	写し		
エ 会計検査に 関する事項 <12>	(7) 検査の実施 に関する重要な経緯	05 会計検査院の外部から提供された検査対象機関の会計経理等に関する情報の活用状況等を集計した文書	会計検査(監理)	実地検査	月次・年次報告	月次・年次報告	年	-	3年	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当
		06 中間時点における検査の進捗状況等の報告事項が記録された文書			中間報告	検査結果の中間報告	検査年次	-	1年	○	
	(2) 検査報告の作成に関する重要な経緯	01 検査の結果に関する質問及び回答が記録された文書	検査報告	検査報告	質問・回答	質問回答	検査年次	-	5年		廃棄
		02 検査報告委員会の運営に関する事項が記録された文書			検査報告委員会運営資料	検査報告事項案等の提出依頼に基づき提出した文書	検査報告年度	1年	-	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当
	(4) 国会への報告等	01 検査報告<①>	検査報告	検査報告	国有財産検査報告	国有財産検査報告	検査報告年度	-	5年		廃棄 ※文書管理規程別表第2の2(6)②に該当
		02 国会及び内閣に対する報告			随時報告	国会及び内閣に対する報告書	報告書	年	-	5年	
		03 国会からの検査要請に対する報告			国会要請	国会からの検査要請に関する報告書	報告書	年	-	5年	
		04 意見表示又は処置要求			検査報告	意見表示・処置要求	意見表示 処置要求	検査報告年度	-	5年	
	(4) 検査報告掲記後の業務に関する重要な経緯	01 国会への説明に関する経緯が記録された文書	検査報告関連事務	検査報告	検査報告等概要説明(*)	検査報告概要説明	年	-	5年		廃棄 ※(*)は文書管理規程別表第2の2(6)②に該当
		02 検査報告事項等に対して関係省庁等が行った措置結果等が記録された文書			検査報告掲記事項関係諸調査	調査 検査結果確認書	年度	-	3年		
		03 他省庁等との意見交換等に関する事項が記録された文書			決算検査報告に関し国会に対する説明書	決算検査報告に関し国会に対する説明書	外部との連絡会議	総務省行政評価局との連絡会議議題表 財務省との連絡会議議題 財務省との連絡会議議事要旨 財務当局の措置状況	年	-	
	(4) (7)～(4)までに掲げるものほか、会計検査に関する重要な経緯	01 財務上の是正改善効果に関する事項が記録された文書	検査事務	検査事務	会計検査活動により得られる効果	検査報告等に関する財務上の是正改善効果の試算	年	-	5年	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の2(1)②に該当するものの、2(6)②に該当
		02 事務の分掌に関する事項が記録された文書			検査事務分掌表	検査事務分掌表	年	5年	-	○	
		03 課外の研修に関する事項が記録された文書			標準テキスト	標準テキスト	年度	-	3年	○	
		04 内部監査・内部統制に関する事項が記録された文書			内部監査実施状況調査	各省各庁等における内部監査実施状況調査	年度	-	3年	○	
05 関係各課の執務上の参考として通知することを要する事項が記録された文書		上席企画調査官から配布された検査に関する事務連絡			上席企画調査官から配布された検査に関する事務連絡	年	-	3年	○		
06 検査業務に関する規程等		総務課企画調整事務等関係			総務課から配布された検査に関する事務連絡	検査年次	-	-	○		
07 業務、システムに関する手引等		企画調整の事務手続			企画調整会議設置要領	-	-	常用	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当	
		検査課業務の手引			検査課業務の手引	-	-	廃止後1年	○		
オ 計算証明等 に関する事項 <13>	計算証明等に関する重要な経緯	01 証明書類の遅滞状況に関する文書	計算証明等	遅滞状況	計算証明遅滞状況表	年度	-	1年	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当	
		02 証拠書類等の電子化に関する文書		証拠書類等の電子化	証拠書類等の電子化に関する業務手順書	証拠書類等の電子化に関する業務手順書等	-	-	廃止後1年		○

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称(小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に記載のないもの	備考	
								正本	写し			
サ 会計検査院 <24>の庶務に関する事項	(7) 庶務に関する重要な経緯	05 年史その他の会計検査院の活動に関する事項が記録された文書	庶務	基幹事務	「会計検査院百三十年史」英語版	「会計検査院百三十年史」英語版	—	—	10年	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の2(1)②に該当するものの、2(6)②に該当	
		06 超過勤務等の命令に関する文書			超過勤務等命令簿	超過勤務等命令簿	年	6年 (令和6年～) 5年3月 (～令和5年)	—	○		廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当
		07 勤務時間等の管理に関する事項が記録された文書			管理職員特別勤務実績簿	管理職員特別勤務従報告書兼実績整理簿	年	6年 (令和6年～) 5年1月 (～令和5年)	—	○		
		08 情報の取扱いに関する事項が記録された文書			情報の取扱いに関する依頼・申請書	情報の取扱いに関する依頼書 情報の取扱いに関する申請書	年	5年	—	○		
		09 年報その他の会計検査院の活動に関する事項が記録された文書			会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報	年度	—	5年	○		廃棄 ※文書管理規程別表第2の2(1)②に該当するものの、2(6)②に該当
		10 監査に関する事項が記録された文書			情報セキュリティ監査関係資料 個人情報保護・文書管理監査資料	情報セキュリティ監査特別提出調査 個人情報保護監査及び文書管理監査事前提出調査 文書による注意	年度	—	5年	○		
	11 01～10までに掲げるもののほか、重要な事務、研修等に関する文書	院内業務説明資料(※自課分) 総括文書管理者・総括保護管理者への報告		業務説明資料 行政文書の管理状況点検に係る総括文書管理者への報告 事項 個人情報保護細則	年	5年	5年	○				
	12 職員の経歴等が記録された文書	院内諸法規、計算証明に関する問合せ		院内諸法規、計算証明に関する問合せ	—	常用	—	○				
	(4) 庶務に関する経緯	01 特定の事務、研修等に関する文書		一般事務	交替挨拶行程表	挨拶回り行程表	年	3年	—	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当	
		02 定期的又は日常的な事務、研修等に関する文書			院内業務説明資料(※局内検査課分)	業務説明資料	—	—	3年	○		
		02 定期的又は日常的な事務、研修等に関する文書			図書命令書	図書受領命令書 図書返納命令書 図書払出請求書	年度	1年	1年	○		
					物品命令書	物品払出請求書 物品返納報告書						
02 定期的又は日常的な事務、研修等に関する文書		予算関係資料	会計検査院の概算要求資料 会計検査院の実行予算経費見積		年度	1年	1年	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当			
		時間外業務記録	退庁登録簿(時間外業務登録簿)		年度	1年	1年	○				
	タクシー乗車券受払簿	タクシー乗車券受払簿	年	1年	1年	○						
	各課との連絡文書	官房各課等からの連絡、通知文書 官房各課等への提出文書	年	1年	1年	○						

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称(小分類)	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に記載のないもの	備 考
								正本	写し		

(注1)当表における用語の定義は次のとおり。

- ・法＝公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）
- ・施行令＝公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）
- ・文書管理規程＝会計検査院文書管理規程（平成13年3月28日会計検査院長決定）

(注2)備考欄の※は文書管理規程別表第2の表中からは直接読み取れない「移管」又は「廃棄」の根拠等を示す。

(注3)「編てつ基準」欄は、行政文書ファイル等の名称として「標準的な名称(小分類)」に付記すべき時期等を示しており、同一時期に所属することとなる主なものの例は次のとおり。

- ・年＝暦年（1月～12月）
- ・検査年次＝検査サイクル（原則「10月～翌年9月」又は「11月～翌年10月」 ※検査手法等に応じて「9月～翌年9月」、「11月～翌年9月」のように整理することも可能）
- ・検査報告年度＝決算検査報告の年度
- ・年度＝会計年度（原則4月～翌年3月 ※出納整理期間を含めて「4月～翌年5月」のように整理することも可能）

※「年」又は「検査年次」は同一時期に作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル等を同一時期に所属させる場合に、また、「検査報告年度」又は「年度」は同一時期を対象とした業務（検査報告、決算等）に関して作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル等を同一時期に所属させる場合に使用する名称として適している。

(注4)「大分類」欄及び「中分類」欄に記載した分類は、施行令に規定する経過措置の適用終了後に調製を行う行政文書ファイル管理簿（以下「新管理簿」という。）に登載する行政文書ファイル等の分類として使用する。

(注5)「標準的な名称(小分類)」欄に記載された名称(小分類)の文書の記載内容が、文書管理規程別表第2の1【I】～【IV】、2(1)②、2(2)又は2(3)に該当する場合には、「備考」欄の記載にかかわらず移管とする。